

(1) 条例制定の背景・必要性

（“健康課題”への対応）

・府民の平均寿命・健康寿命は男女とも全国平均を下回る。

《平均寿命》（大阪）男80.23・女86.73
（全国）男80.77・女87.01
《健康寿命》（大阪）男71.50・女74.46
（全国）男72.14・女74.79

・市町村間における健康格差（健康寿命の差）が生じている。

《健康格差》男4.6歳・女4.0歳 * 最も高い自治体と低い自治体の差

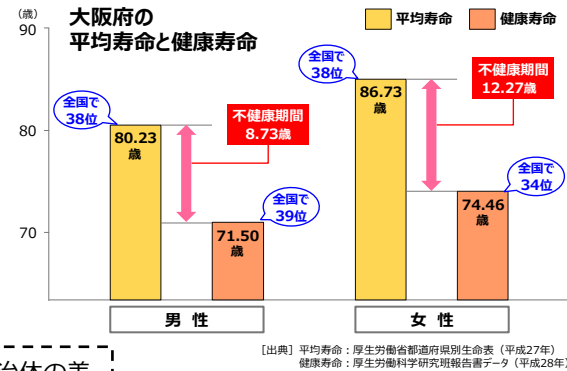
・悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患など、生活習慣と関わりが深い疾患が主要死因の5割を超え、介護が必要となった要因の上位を占める。

⇒ 府民一人ひとりの主体的な健康づくり活動等の推進、その普及啓発・気運の醸成が必要。

（健康づくりを“社会全体”で支える仕組みづくり）

・生涯を通じて心身ともに健やかで生き生きと暮らすためには、各世代の身体的特性や生活・労働環境、それぞれの健康意識や行動等を踏まえた取組みが求められる。

⇒ 若い世代から働く世代、高齢者まで、ライフステージに応じた主体的な健康づくりを多様な主体の連携・協働により、“社会全体”で支援していく仕組みづくりが必要。



(2) 条例制定のポイント

1 健康づくり関連3計画の総合的・一体的な推進 《主に第12条～第16条》

- 健康づくり関連3計画（※）に基づく健康づくり施策を総合的・一体的に推進
 - 上記3計画において目標を設定
- ※「第3次大阪府健康増進計画」、「第3次大阪府食育推進計画」、「第2次大阪府歯科口腔保健計画」

2 多様な主体の役割の明確化と連携・協働による“オール大阪体制”の構築 《主に第4条～第11条》

- 府の責務をはじめ、市町村や保健医療関係者、医療保険者、事業者、府民等の多様な主体の役割を明確化
- 各主体の積極的な連携・協働を促す“オール大阪体制”を構築

3 大阪の特徴(強み)を活かした取組みの推進 《主に第4条、第11条》

- 府内に集積する大学・研究機関との連携や地域資源の活用
- 健康医療情報（特定健診の結果・診療報酬明細書等から得られる情報等）の活用

4 府民の健康づくりの普及啓発と気運醸成 《主に第17条～第21条》

- 若い世代から働く世代、高齢者までそれぞれの健康状態に合った健康行動の実践・健康診査の受診促進等の普及啓発
- 家庭や学校、職場、地域社会等、あらゆる場における健康づくりの気運醸成

(3) 条例の概要

第1章 総則

○ 目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的：府民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、府民の健やかで心豊かな生活できる活力ある社会の実現
- 基本理念：府民が主体的に健康づくりに取り組むこと、多様な主体の連携・協働による健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むことを規定

○ 各主体の役割等を規定（第4条～第10条）

- 府の責務について規定(目標の設定、施策の総合的な策定・実施、気運醸成、健康医療情報の活用等)
- 府と市町村との協力について規定
- 府民・事業者・保健医療関係者・医療保険者・健康づくり関係機関等の役割について規定

○ 連携及び協働についてを規定（第11条）

- 各主体の連携と協働（府、市町村、事業者、保健医療関係者、医療保険者、健康づくり関係機関等）
- 府内に集積する健康づくりに関連する大学・研究機関・企業との連携、地域コミュニティ等の地域資源を活かした取組み

第2章 健康づくりの推進に関する施策

○ 健康づくりの推進に関して府が講じる施策を規定（第12条～第16条）

- 健康教育等の充実
- 食生活の改善、身体活動・運動、休養・睡眠、こころの健康の保持及び増進等
- 歯と口腔の健康の保持及び増進
- 喫煙、過度の飲酒の対策の推進
- 特定健診、がん検診、特定保健指導の受診促進 等

第3章 推進の体制及び方策

○ 健康づくりを推進するための体制及び方策を規定（第17条～第21条）

- 健康づくりを推進するための会議を設置
- 事業者や団体の顕彰
- 施策の実施状況等についての年次報告（各審議会において意見聴取等）
- 必要な調査の実施
- 健康づくりに関する活動への参加促進に向けた情報提供

附則（大阪府附属機関条例の一部を改正）

○ 目標の達成状況の評価を各審議会において実施する旨を規定

- ①食育推進計画評価審議会 ②地域職域連携推進協議会 ③生涯歯科保健推進審議会

大阪府健康づくり推進条例の骨子について

【前文】 少子高齢化、疾病構造の変化、平均寿命の延伸等、府民の健康を取り巻く環境変化の中で、府民の健康寿命の延伸、市町村間における健康寿命の差の縮小が求められている。そのため、府民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、若い世代、働く世代、高齢者までの全ての世代において、生活習慣病の予防等に生涯にわたって主体的に取り組むとともに、多様な主体の連携、協働により社会全体で府民の取組を支援していく必要がある など

【第一章】 総則・・・目的、定義、基本理念、各主体の役割等

(第1条) 目的
○ 健康づくりの推進について、基本理念を定め、府の責務、市町村との協力、府民、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等の役割を定める。 ○ 健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、府民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現に寄与する。
(第2条) 定義
○ 健康づくり：府民が健康に関する知識を習得し、生活習慣の改善を通じた疾病の予防、健康診査の受診を通じた疾病の早期発見及び早期治療を行うことにより、主体的に心身の健康の保持及び増進に取り組むこと ○ 事業者：他人を使用して事業を行う者（法人企業の場合、当該法人。個人企業の場合、事業経営主） ○ 保健医療関係者：保健医療の専門的立場から健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者 〔医療機関、保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、歯科衛生士会等） 〔保健医療分野に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士等）〕 ○ 医療保険者：健康増進法第6条第1号から第6号及び第10号に掲げる者 〔全国健康保険協会、健康保険組合、市町村国民健康保険、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、 〔地方公務員等共済組合、後期高齢者医療広域連合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会等〕 ○ 健康づくり関係機関等：健康づくりに資する取組を行う教育機関、研究機関、地域団体等 〔学校、健康づくり推進団体（NPO法人等）、健康づくり活動を行う地域団体（社会福祉協議会、自治会等）〕
(第3条) 基本理念
○ 健康づくりは、府民が健康づくりへの関心と理解を深め、健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを旨とする。 ○ 健康づくりは、多様な主体の連携・協働により、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むことを旨とする。

(第4条) 府の責務
・健康増進法に関する計画、歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項、食育基本法に関する計画において健康づくりの推進に関する目標を設定。健康づくりに関する施策の総合的な策定・実施。健康づくりの気運の醸成・社会環境の整備。健康医療情報の活用、総合調整機能の発揮 など
(第5条) 府と市町村との協力
・健康づくりの推進に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、市町村と連携、協力して取り組む
(第6条) 府民の役割
・健康づくりへの継続した取組、特定健診、がん検診、歯科検診の受診、相談支援機関の活用、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士その他保健医療関係者が提供する保健医療サービスを受けることによる心身の状態を把握 など
(第7条) 事業者の役割
・事業者による、従業員に対する健康情報の提供、健康診査の実施その他の健康づくりを推進 など
(第8条) 保健医療関係者の役割
・必要な保健医療サービスを府民が適宜受けられるよう努める など
(第9条) 医療保険者の役割
・特定健診及び特定保健指導の受診しやすい環境整備等の保健事業の実施 など
(第10条) 健康づくり関係機関等の役割
・人材、情報、手法等を活用した健康づくりのために必要な取組の推進 など
(第11条) 連携及び協働
・各主体における情報や活動機会の共有等による連携・協働の推進 ・府内に集積する健康づくり分野の大学・研究機関・企業との連携、地域コミュニティ等の地域資源の活用

【第二章】 健康づくりの推進に関する施策・・・大阪府が講じる施策

(第12条) 健康教育等の充実
○【健康教育等】 学校・職場・地域における健康教育の促進、年齢・性別・心身の状態に応じた健康づくりに関する正しい知識の習得・活用に係る啓発など
(第13条) 食生活の改善、運動等の実践等
○【食生活】 朝食をとる習慣の定着の推進、世代に応じた適切な量や質の食に関する普及啓発など ○【運動、休養・睡眠】 運動その他の身体活動を行う習慣の定着、適切な休養・睡眠に関する普及啓発など ○【こころの健康】 こころの健康の保持に関する普及啓発、相談体制の整備など
(第14条) 歯及び口腔の健康の保持及び増進
○【普及啓発】 口腔の清掃習慣の定着、歯及び口腔の健康の保持・増進に関する普及啓発など ○【生活習慣病の予防】 情報の提供など ○【歯科疾患の予防・早期発見・口腔機能の維持向上】 定期的な歯科検診の受診の意義の普及啓発、受診促進など
(第15条) 喫煙及び過度の飲酒の対策の推進
○【喫煙・飲酒】 喫煙・受動喫煙・過度の飲酒が与える健康への影響に関する正しい知識の習得・活用に係る啓発など
(第16条) 健康診査等の受診促進
○【特定健康診査及び特定保健指導】 特定健診、がん検診等の受診促進など

【第三章】 推進の体制及び方策

(第17条) 推進会議
○多様な主体の参画により、健康づくりを推進する会議を設置
(第18条) 顕彰
○積極的な活動を行っている事業者・団体等を顕彰
(第19条) 年次報告
○毎年、目標の達成状況等について報告書作成・公表 ○各審議会の意見聴取
(第20条) 調査等の実施
○施策を推進するための調査・研究を実施
(第21条) 情報提供
○各主体に対し情報の提供を実施

附則（大阪府附属機関条例の一部を改正）

○目標の達成状況の評価を各審議会において実施する旨を規定
①食育推進計画評価審議会 ②地域職域連携推進協議会 ③生涯歯科保健推進審議会